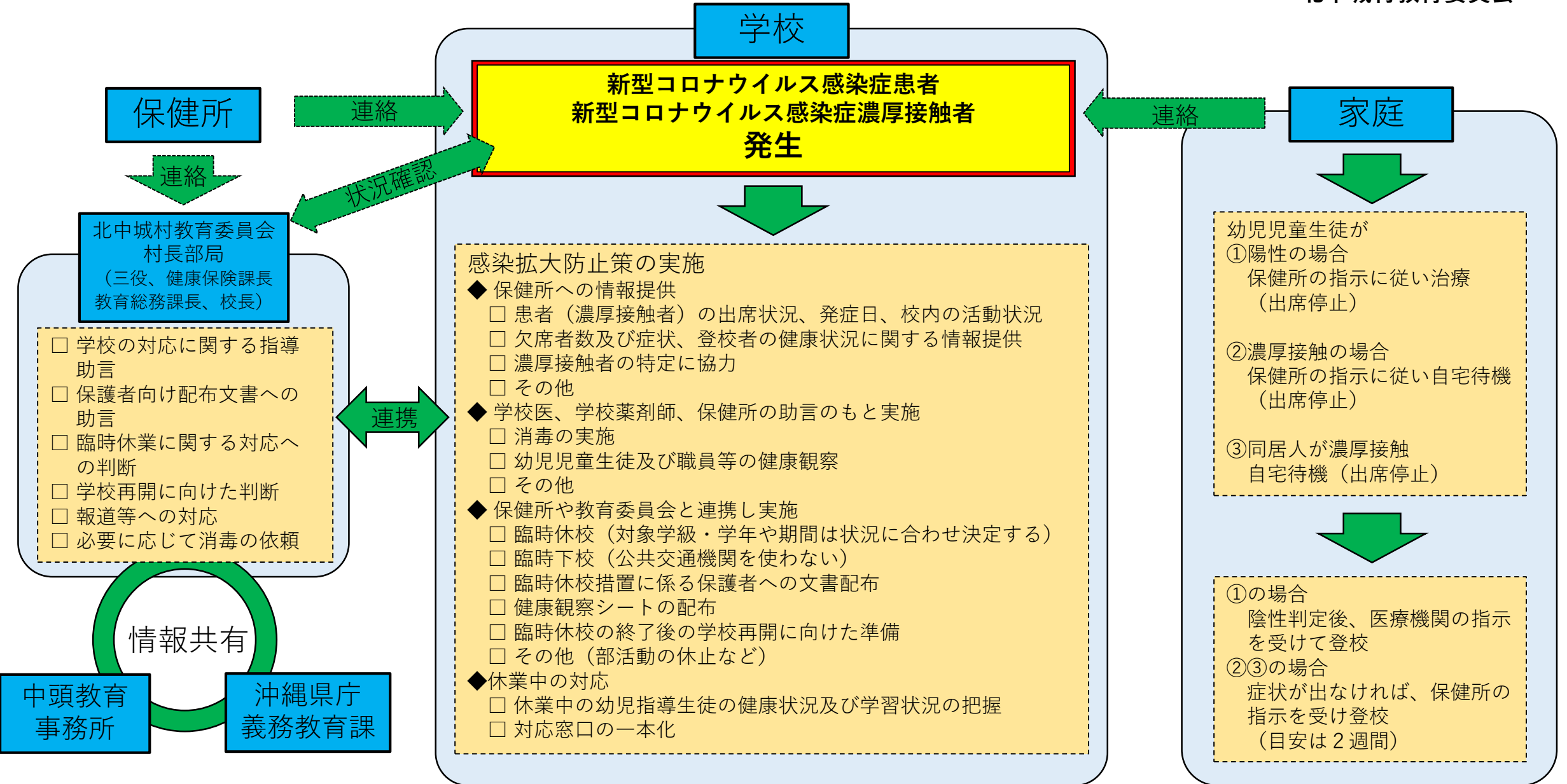


学校における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応①

北中城村教育委員会



学校における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応②

北中城村教育委員会

児童生徒・職員が新型コロナウイルス感染症に感染

基本方針として、判明当日及び翌日は学校を休校とする

判明当日

保護者へ臨時休校の連絡をする。（手紙、メール等）

すでに児童生徒が登校している場合は、安全に配慮したうえ公共交通機関を利用せずに下校をさせる。

児童生徒や職員の活動状況を3日前まで遡って聞き取り、感染者との接触の有無を調査する。（電話等での聞き取り）

校内の消毒をする。

2日目

児童生徒や職員の活動状況を3日前まで遡って聞き取り、感染者との接触の有無を調査する。（電話等での聞き取り）

校内の消毒をする。

北中城村教育委員会に、翌日以降に登校させる学級と休業させる学級の判断を仰ぐ。

3日目以降

可能な学級は登校させる。分散登校を行うかは状況によって教育委員会が判断する。

休業が続く学級の児童生徒に対して、以下の①②を行う。

- ①健康状況を確認
- ②課題の配布

保健所の助言を受け北中城村教育委員会の判断の下、休業していた学級に登校させる。